

2020年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者B日程 試験問題

## 刑事法系（刑法，刑事訴訟法）

<解答上の注意>

1. 問題冊子は，表紙を含め3枚である。
2. 問題には，問題1と問題2がある。配点は，問題1が60点，問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は，問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し，また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお，整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後，問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は，黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので，折り曲げや書込みをしないこと。なお，書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後，解答用紙と貸与した六法を回収するので，指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は，すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題1】 次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。**

〔設問1〕（配点40点）

X男は、甲女との別れ話がこじれ、一時的な激情に駆られて、殺意をもって甲の頸部をナイフで一回突き刺したところ、甲は大量の血を吐き出した。Xは、呼吸のたびに甲の口から血が流れ出るのを見て、驚愕するとともに、大変なことをしたと思って、直ちにタオルを甲の頸部に当てて血が吹き出ないようにしたり、甲に「動くな。じっとしとけ。」と声をかけたりしたうえで、消防署に電話をして救急車の派遣を依頼した。甲はその後、病院で治療を受けて命を取り留めた。救急車が到着するまでの間、Xは、「救急車を呼んだから、心配しなくていいよ。」と甲を励まし続けた。

Xの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

〔設問2〕（配点20点）

Y男は、遊興費に窮したことから、某日、少しでもお金が残っていないかと期待しつつ、普通預金口座の残高を確認するために、A銀行B支店のATM機で通帳記帳を行ったところ、見ず知らずの乙から心当たりのない20万円が振り込まれていることに気がついた。Yは、間違って振り込まれたものだろうと思ったが、これをそのまま使ってしまうと考えて、ATM機から20万円を引き出し、その日のうちに全額を費消した。なお、20万円を引き出した後の口座残高は0円であった。

Yの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

**《問題1 以上》**

**《次頁に続く》**

**【問題2】 次の〔事例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。**

[事 例]

1 甲は、乙と共謀してV宅に押し入り、Vを脅して現金を奪ったという強盗の公訴事実で起訴された。検察官は、公判において、公訴事実を認める内容の甲の供述調書を証拠調べ請求した。

これに対し、甲の弁護人は、これを取り調べることに不同意の意見を述べた。裁判所は、審理の結果、その甲の供述調書が作成された経過について以下の事実を認めた。

2 甲及びその知人の乙は、共謀の上、上記の強盗をしたとして逮捕・勾留された。甲及び乙は、警察署において、司法警察員から黙秘権を告知された上でそれぞれ取調べを受けていたが、供述を一切拒否していた。

甲及び乙が勾留されてから5日目、この日も黙秘権告知の上、取調べを行っていた司法警察員Pは、乙がなお黙秘を続けているにもかかわらず、同様に黙秘を続けていた甲に対し「乙さんがついに話してくれましたよ。乙さんはあなたと強盗をやったと認めました。このまま黙っていたら、あなただけ裁判で不利になりますよ。」と虚偽を申し向けた。すると、甲は、乙の供述に沿う供述をするしかないと考え「仕方がないので話します。乙の言うとおりに二人で強盗をしました。」と供述した。

Pはこれを供述調書にして、甲の署名及び押印を得た。

[設 問] (配点40点)

上記甲の供述調書の証拠能力について論じなさい。

《問題2 以上》

《刑事法系問題 以上》

**【出題意図】**

**【問題 1】（刑法）**

設問 1 は、行為当時に存在した異常な事情と因果関係の有無について、理論的理解及び事例処理能力を問うものである。

設問 2 は、不法領得の意思が問題となる事例を素材として、財産犯の基本的な理解及び事例処理能力を問うものである。

**【問題 2】（刑訴法）**

本問は、刑事訴訟法 322 条 1 項の「被告人に不利益な事実の承認を内容とする」供述が記載された供述録取書について証拠能力が認められるかどうか、同法 319 条 1 項の「任意にされたものでない疑のある自白」の意義を踏まえて検討させるものである。